

健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります

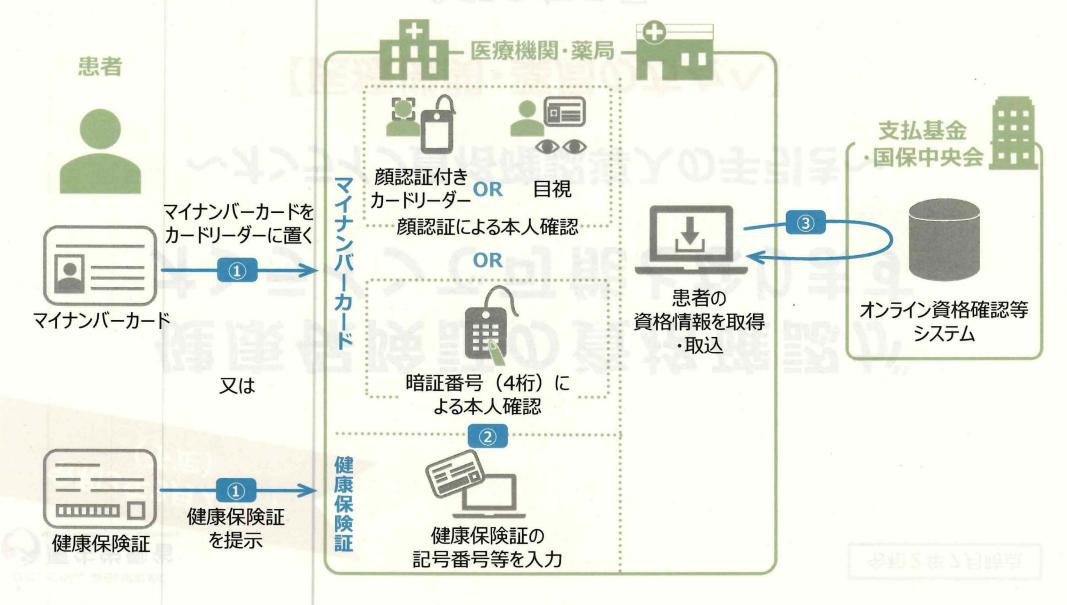
~オンライン資格確認導入の手引き~

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年7月 厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認とは ~ 資格確認は保険制度の基本 ~

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、 オンラインで資格情報の確認ができます。



2. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、 医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻 も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



[※] 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。

診療 · 投

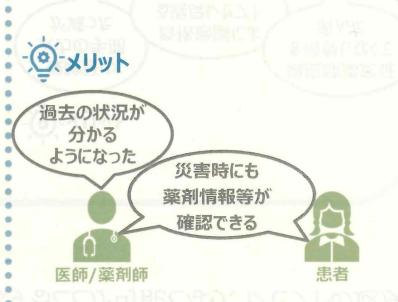
薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師 等の有資格者が薬剤情 報/特定健診情報を閲覧



薬剤情報/特定健診情報を踏まえた診療・投薬

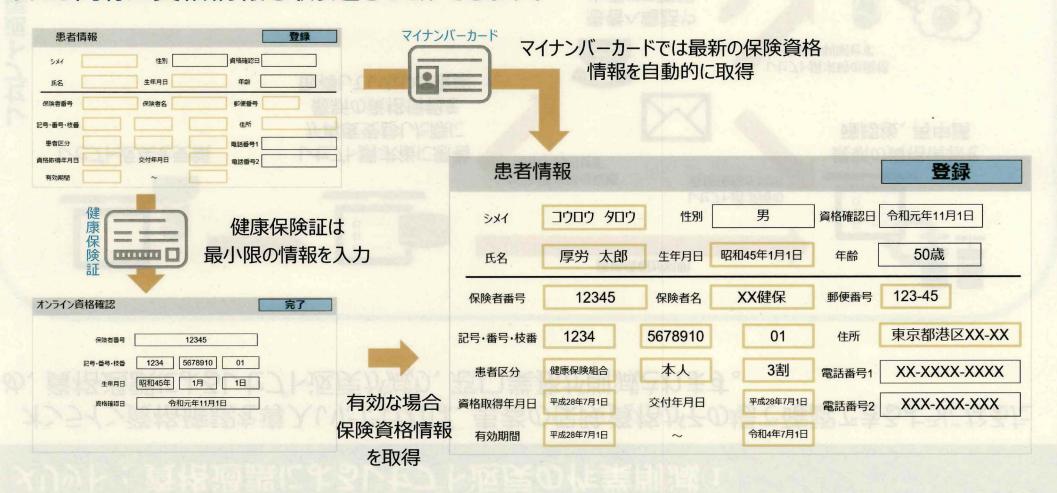


- ※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。
- ※特定健診情報は、医療機関(病院・診療所)のみ閲覧可能となります。

メリット:保険証の入力の手間削減

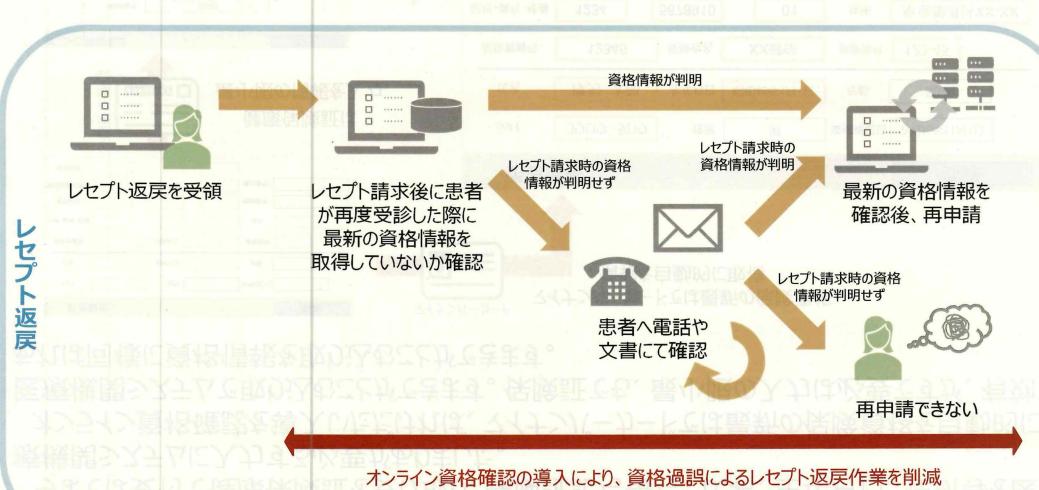
今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。



メリット: 資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

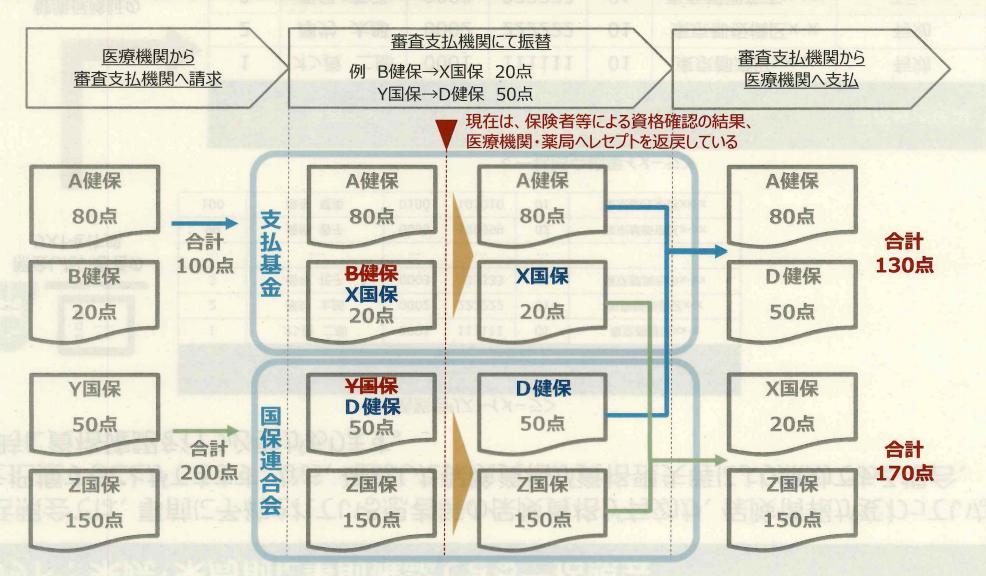
オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



オンライン資格確認の導入により、資格過誤によるレセプト返戻作業を削減 加えて、再申請できないことによる未収金を削減も可能

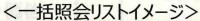
メリット: 資格過誤によるレセプト返戻の作業削減②

審査支払機関にて加入者の資格情報の有効性を確認し、受診日・調剤日時点の資格情報に基づいてレセプト請求先を振替・分割を行います。



メリット:来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。





照会したい患者の リストを作成

里老氏々	個人	单位被保険者	() =c	
芯有氏石	記号	番号	枝番	住所
オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
H				
資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x
	厚労 太郎番号 花子資格春子	患者氏名 オン資 二郎 0001 厚労 太郎 0002 番号 花子 0003 資格 春子 0099	患者氏名 試号 番号 オン資 二郎 0001 111111 厚労 太郎 0002 222222 番号 花子 0003 333333 資格 春子 0099 999999	記号 番号 枝番 オン資 二郎 0001 111111 01 厚労 太郎 0002 222222 01 番号 花子 0003 333333 01 … … … … 資格 春子 0099 999999 02

<一括照会結果イメージ>

	#	患者氏名	個人単	位被保険者	番号	住所	資格確認結果	
	#	芯白以石	記号	番号	枝番	1土/기	具怕唯心怕未	
	1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効	
	2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効	
Z	3 11	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※	
	A = 0	資格情報(D/= 801	E 化雌素	Nº ES	多日 · 副削口時,	売い 真(作) 高型	
	99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効	
	100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※	

健康保険証の 記号番号等で照会

※エラー:必須項目(個人単位被保険者番号

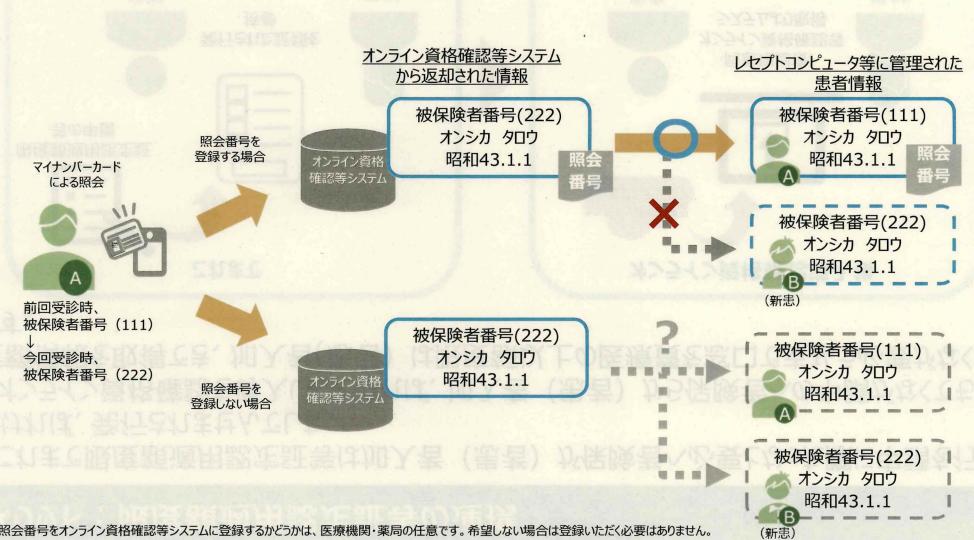
等)に入力誤りがある場合等

※無効:保険資格の有効期限切れにより失効し

ている場合等

メリット:照会番号によるレセプトコンピュータ等との紐付け

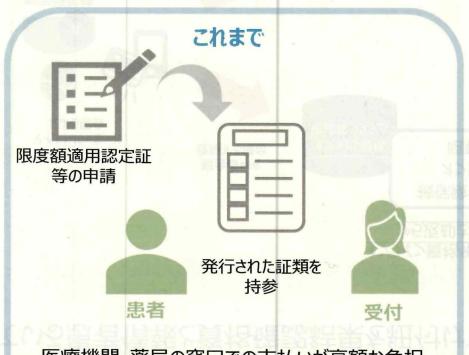
新規の患者情報を登録する際、照会番号(レセプトコンピュータ等の資格情報と資格確認結 果を紐付けするためのキー)を登録することで、2回目以降、医療機関・薬局システムで管理さ れている患者情報と資格確認結果を紐付けできるようになります。



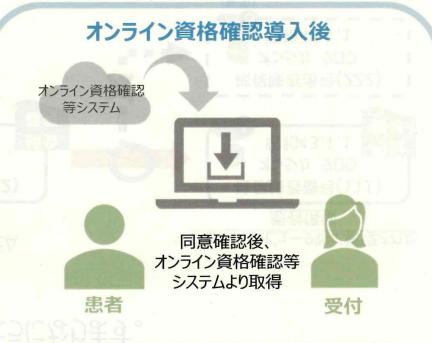
メリット: 限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者(患者)が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、加入者(患者)から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき、加入者(患者)は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



医療機関・薬局の窓口での支払いが高額な負担 となった場合、患者は加入している保険者へ 限度額適用認定等の申請を行い、 発行された各証を医療機関・薬局へ提示していた



申請に依らず、患者本人から情報閲覧の同意を 得た場合、限度額適用認定証等の情報を取得できる

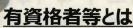
メリット:薬剤情報・特定健診情報の閲覧

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等(薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等)が閲覧します。 〈閲覧イメージ〉



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師 等の有資格者が薬剤情 報/特定健診情報を閲覧



医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

	薬剤	小情	報							
E	氏名		厚	労太郎		性別	男	年齡 50歳		
診療月入/外/調 処方 拠方箋の場合				0場合		内服/屯服/外用/				
診療月入/71	剤	日日	日期削日用法	用法	特別指示	注射		薬剤名 (一般名)		拉数
10月	外来	5B	-		-	内服	ガスターD錠20mg	ファモチジン錠	2錠	7
10月	外来	5⊟	-	-	-	内服	プロプレス錠12 12mg	カンデサルタンシレキセチル錠	1錠	7
10月	外来	5日	-		-	外用		ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン 塩軟膏	10 5 g	1
10月	外来	5⊟	-	-	-	注射	アリナミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液	1管	1
10月	調剤	6 日	6日	1日1回朝食 後		内服	アーチスト錠10mg	カルベジロール錠	182	23
10月	調剤	6 ⊟	6H		痛みが強い 際は1日2 錠	屯服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	23%	100
10月	周剤	18⊟	18⊟	1日3回食後	-	内服	ニフェラビンカプセル10mg	ニフェジビンカブセル	3カラ	23
10月	周科	30⊟	30日	1日1回夕食 後	,	内服	エースコール錠2mg	テモカブリル塩酸塩錠	1錠	23
11月	入院	5B	-		-	内服	リンラキサー錠250mg	クロルフェネシンカルバミン酸エステル錠	2錠	1

薬剤情報:レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

_			The state of the s	The state of the s	
氏名	厚労太郎	性別	男	年龄	50歳
94	身長	170.08	11/20	中性脂肪	140
身体計測	体重	63.6	血中脂質検査	HDLコレステロール	125
	腹囲	79.5		LDLコレステロール	154
	ВМІ	21.8		空腹時血糖	97
血圧等	血圧	67~106	血糖検査	HbA1C	5.1
肝機能検査	GOT(AST)	23		随時血糖	120
	GPT(ALT)	22	血清学検査	CRP	0.07
	LDH	160		RF定量	3未満

特定健診情報:医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

メリット:災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧ができます。



災害時

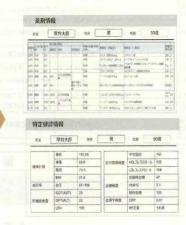
災害時、厚生労働省保険 局にて、災害の規模等に 応じて医療機関・薬局の 範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバ ーカードによる本人確認を 不要とする



資格確認端末で照会



通常時と同様の画面が 閲覧可能

3. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。
- それ以外の費用(①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、 ③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等)は、以下の上限額と割合で補助します。

(補助の対象となる事業)

- オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等
- ※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

		病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン 薬局以外)	
顔認証付き カードリーダー 提供台数		3台まで無償提供	1台無償提供	1台無償提供	
	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合		
その他の 費用の 補助内容	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助

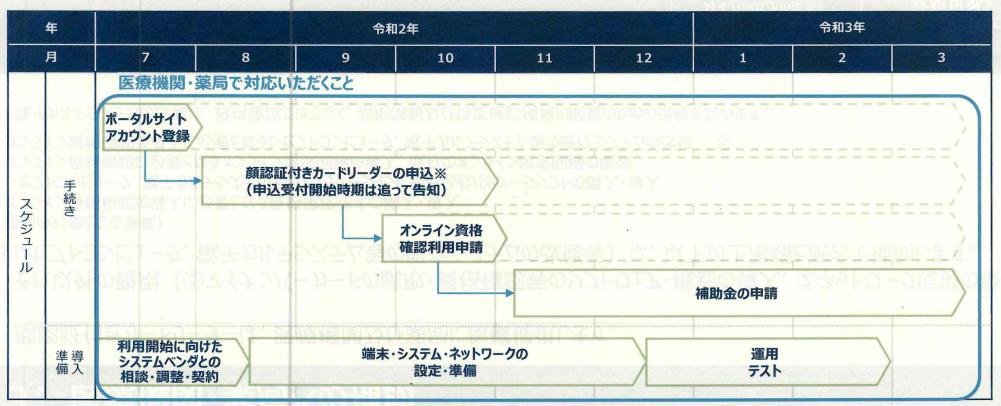
[※] 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

4. 利用開始に向けたスケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。

オンライン資格確認を円滑に導入するため、医療機関・薬局での初期導入経費(システム改修等)については、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。

支払基金が令和2年7月頃に医療機関・薬局向け専用ポータルサイトを開設する予定です。そのポータルサイトで、 顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の 受付を行います。



※ 顔認証付きカードリーダーのお申込時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

く1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

- Q. オンライン資格確認を導入した ら、患者はマイナンバーカードがな いと受診できないのですか?
- A.健康保険証でも受診できます。健康保険証とマイナンバーカードのどちらでもオンラインで資格確認ができるようになりますが、健康保険証の場合は記号番号等の入力が必要となります。

- Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー(12桁の番号)を取り扱うのですか?
- A.医療機関・薬局において患者のマイナンバー(12桁の番号)を取り 扱うことはありません。 オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードの

ICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

- Q. 医療機関・薬局内のレセプト コンピュータ等の情報を支払基金 ・国保中央会が閲覧できるように なるのですか?
- A.オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。
 - 支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

く1. オンライン資格確認とは>

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか?

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか?

Answer

A.導入は義務ではありませんが、資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。

また、オンライン資格確認を行うことにより、受付、診療・調剤・服薬指導、診療報酬請求について効率化が図られるため、導入の検討をお願いします。

オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。

A.マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ 患者がマイナポータルで初回登録をすることが必要です。 なお、初回登録をしていない患者が受診した場合でも、医療機関・ 薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーによる認証または暗 証番号(4桁)による認証を行うことで、初回登録ができます。

<2. 医療機関・薬局で変わること>

Question

Answer

Q. マイナンバーカードの取扱いで 気をつけるべきことはありますか? A.医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れ たらどのようにしたらよいですか? A.現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。もし、 患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン 資格確認を実施してください。

Q.医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか?

A.マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター 等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

く3. 利用開始に向けたスケジュール>

Question

Answer

Q. オンライン資格確認はいつから 始まりますか?

A.令和3年3月から始まります。

Q. いつから準備を始めればよいで すか? A. 令和2年8月頃から導入作業を実施いただければ、令和3年3月の オンライン資格確認の開始に間に合います。 ご担当のシステムベンダ等にご相談ください。

Q.オンライン資格確認を利用するための手続きは、何が必要ですか?

A. ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、令和2年7月頃に示します。

く4. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question

Answer

- Q. オンライン資格確認を始めるには、まず何をすればよいですか?
- A.ご利用のシステムやネットワークの状況によって詳細が異なりますので、 まずはご担当のシステムベンダやネットワークベンダにご相談ください。

- Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか?
- A.システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくことになりますので、医療機関・薬局における導入作業後である11月以降となります。(事前申請ではなく、精算払いとなります。)
- Q. オンライン資格確認のための補助の詳細や手続きはいつ示されるでしょうか?
- A.補助申請の手続きについては支払基金から7月以降にポータルサイト上でお示しする予定です。

- Q. レセプトのオンライン請求を利用 していませんが、オンライン資格確 認を始めることはできますか?
- A.オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

参考:マイナンバーカードと健康保険証の券面情報について

マイナンバーカードと健康保険証の券面表記されている情報は以下のとおり。

マイナンバーカード

券面

記載項目





表面 裏面 注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必っ の窓口で渡してください。 平成26年 6月25日交付 気号 21700023 番号 21 枝番 01 平成 元年 5月 10日 贵格取得年月日 平成 26年 6月 1日 私は、製造を提供しません。 (1 又は2を消んだりで、提供したくない製造があれば、×をつけてくたから。) 【心臓・師・肝臓・肝臓・肝臓・小腸・形味】 保険者番号 010100116 保険者名称 保険者所在地 5 区 町

健康保険証

丘夕 ()苗守) ゼキユリテイコート(4桁)

L	」
生年月日※1	個人番号(12桁)
性別	生年月日※1
住所	二次元コード(個人番号)
顔写真	磁気ストライプ(自治体で使用)
電子証明書の有効期限(西暦)	ICチップ※3
製造番号(16桁)	
カナュリティフード (4松)	

※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦

サインパネル領域※2 臓器提供意思表示欄

- ※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載(引越した際の新住所など)
- ※3 ICチップに記録される情報は以下
 - ①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など) ②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等) ③市町村が条例で定めた事項等
- ※4 保険者により記載有無は異なる

氏名 (漢字)	
フリガナ※4	
生年月日	
性別	
被保険者証記号(7.8桁)。	7
番号·枝番(2桁)	
資格取得年月日	
事業所名称※4	
保険者番号(6~8桁)	
保険者名称	
保険者所在地	
被保険者氏名(被扶養者のみ記載)	
交付年月日	

凡例

住所記入欄 備考記入欄※2 臓器提供意思表示欄

記載項目

健康保険証のみの記載項目